

# 東洋史研究

第七十四卷 第三號 平成二十七年十二月發行

## 「在民の役」…『巴縣檔案』に見える郷約像

——前近代中國の國家による社會支配の一側面——

伍 躍

はじめに

第一章 巴縣における郷約の配置とその周辺

第二章 郷約の人選をめぐる地域内の対立と訴訟

第三章 郷約の職責…「糧務」と「夫差」

おわりに、郷約の性格

はじめに

389

順治九年（一六五二）、清朝政府が「孝順父母、恭敬長上、和睦郷里、教訓子孫、各安生理、無作非爲」の「六諭」を公表した。その後の順治十六年、「六諭」を「申明」し、一部の地域にすでに存在した郷約を、「愚氓」を「開導」する装置

として全国で実施することが「議准」された。これにより、「遂に郷約は直接官府と繋がるに至った」、すなわち國家主導の郷約制度が確立されるようになった。<sup>(1)</sup>

郷約は、里甲や保甲と同じように、國家の意志によって設置されたものであった。しかし、登場した時点からすでに組織としての性格を有し、自然村を行政村にしようとする里甲と保甲に對し、清代の郷約はその創設理念からすれば、民を一定の枠に基づいて再編成しようとする行政組織ではなく、民を教化することを主たる目的とする役職であった。しかし、その後、運用していくなかで郷約は次第に行政のための役職または組織に變身していった。

楊開道と蕭公權は、比較的早い段階で郷約制度の史的變遷と思想的道具として役割を研究した。<sup>(2)</sup> 佐伯富は、郷約が「自然發生の聚落を基盤に選ばれた民間の代表者」として、「地方末端の行政組織の中にとりいれられ、半官半民の性質を有」し、治安維持・聖諭宣講・戸婚田土などを含む「郷村の眞の自治」を運営していた、と説明している。<sup>(3)</sup>

近年、Prasensit Duara は、清末の國家が「營利型」と「保護型」の brokerage（地方）を利用して郷村社會を支配した、と指摘している。<sup>(4)</sup> 常建華は、山西省の石刻資料を利用して郷約を研究し、それを「郷村基礎行政組織」と位置附けた。<sup>(5)</sup> 段自成は地方志の史料をもとに、清代の中期以後、郷約の性格が教化を擔當するものから、次第に行政組織に變化したことに注目し、それを「國家權力の社會への浸透」と論じている。<sup>(6)</sup> 梁勇は、巴縣檔案を利用して、保甲と郷約の關係について検討している。<sup>(7)</sup> 日本においては、山本進は巴縣における郷約の配置や機能などを論じている。<sup>(8)</sup> 三木聰は、福建省山間部における郷約と保甲組織の定着を通して、清朝前期の郷村支配の確立過程を追跡している。<sup>(9)</sup> 蒲地典子は順天府檔案を利用して、寶坻縣における「郷保」の任免などを分析している。<sup>(10)</sup>

本稿においては、筆者はこれまでの研究を参考しつつ、巴縣檔案の史料を中心に、郷約の配置問題、人選問題にともなう地域内部の對立、および稅收と徭役にかかわる郷約の役割についてさらに検討したい。この検討を通じて、清代の郷約の具體像および前近代中國社會における郷約の社會存在、とりわけその役割と機能について私見を述べることにしたい。

## 第二章 巴縣における郷約の配置とその周辺

### 一、郷約の配置

郷約制度の實施に際して、清朝國家はその配置についての明確かつ統一的な基準を設けていなかったようである。村單位で設置した州縣と村の上位組織として設置した州縣もあれば、市場や交通要路に設置した州縣もあった。<sup>1)</sup> 現在、檔案資料をもとに確認できたのは、遅くとも乾隆の中期になって、郷約がすでに巴縣のすべての甲で配置された、ということである。

このような配置方法は巴縣獨特な行政區劃によるものであった。康熙四十六年（一七〇七）頃、巴縣知縣の孔毓忠は人口の増加を受けて、康熙六年頃に編成した西城・江北・居義・懷石の四里とは別に、忠・孝・廉・節・仁・義・禮・智・慈・祥・正・直の十二里を新設し、その下にそれぞれ一から十までの甲を配置した。乾隆二十四年（一七五九）頃に行つた行政區劃の調整により、巴縣は清末に至るまで、ずっと下記の里と甲を管轄していた。

表一を見てわかるように、巴縣には二種類の「里」がある。

その一つは、西城里・居義里・懷石里など、巴縣治下の行政單位としての里であった。この三つの里では衙役が配置されていた。現在、差喚票などの檔案資料に見える「西差」「居差」「懷差」とは、知縣に派遣されてその三つの里の業務を擔當する衙役のことである。しかし、これらの里には里長のようなものがなかった。もう一つは、慈里・廉里のようなものであった。ここにも里長がなかったが、「懷石里糧差」「懷里散役」のように派遣され、一つの甲（例えば、廉里七甲）な

表一 巴縣の里甲組織

里 (3)	里 (9)	甲 (84)
西城里	慈・正・直	30 (10×3)
居義里	節・智・仁	24 [(10×2)+4 (仁里)]
懷石里	忠・孝・廉	30 (10×3)

出典：『清代乾嘉道巴縣檔案選編（下）』、三四〇～三四一頁。

いし一つの里（例えば、孝里全甲）の業務を擔當する衙役が配置された。<sup>12)</sup>

このように、巴縣は里の再編において、康熙初年以來の、行政單位としての、西城里などを残したまま（後に江北里が獨立）、十二の里を新設した（のちに九里、ほかに二十九坊十五廂）。その残した里においては、衙役の配置が維持されたのに對し、里長のような役職は配置されていなかった。一方、新設した里においても、新たに里長のような役職は設けていなかった。結果として、通常の縣—里—甲ではなく、縣—里—里—甲のような變則的なものになってしまった。

巴縣の甲の規模について、表二を参照されたい。

表二に見えるように、甲の規模が異なっている。それは、居住状況などの地理的條件を勘案し編成した結果であった。巴縣は、「その地方の廣狹、道里の遠近を配慮し、互いに連絡の取れるものを以て」實體としての甲を編成し、「一約一保」とあるように保正（保長）一人のほか郷約一人も配置した。これは、巴縣における郷約の「配置原則」のようなものであった。<sup>13)</sup> 要するに、この「一約一保」は、郷約制度と保甲制度を合體させることを以て、社會に對する支配を強化する方法であった。その「配置原則」は、地方官が地方末端組織の編成に際して、國家の法制度と現地の實情などの諸要素を總合的に勘案し、獨自に判斷して決めたものである。

乾隆二十七～二十九年の「約保長名單」によれば、巴縣にある八十四甲のうち郷約と保長の記録がともに残されている五十五の甲のなかに、「一約一保」で配置したのは二十二の甲で、絶對的な多數（四〇パーセント）を占めていたことがわかる。詳細については、表三を参照されたい。

表三で示されるように、「一約一保」の配置原則が柔軟に運用された。現場の實情に應じて、複数の郷約と保正が配置

表二 巴縣の甲の規模

里 甲	戸 數	時 期
節里八甲	171	嘉慶十八年（一八一三）五月
仁里十甲	82	嘉慶十八年六月
孝里七甲	204	嘉慶十九年
忠里十甲	48	嘉慶十九年
仁里九甲	227	嘉慶二十年
直里□甲	180	嘉慶二十年
直里六甲	77	道光二年（一八二二）

出典：『清代乾嘉道巴縣檔案選編（下）』、三一九～三三〇頁。

された甲もあった。たとえば、同治十年（一八七二）正月二十七日附の忠里九甲職員朱厚堂や糧戸盧海三ら八人は連名して「簽狀」を出し、忠里九甲が廣くて人口も多いため、昔から「郷約二名」が「大小公事」を擔當している、と説明している。<sup>14</sup>

このほか、郷約が五人いる甲もあった。乾隆二十八年五月十三日、節里九甲郷約の李秀賢は知縣に對し、甲内にはそもそも郷約が五人いて、一緒に公務を擔當していたとしたうえ、辭退者二人が出たのを理由に、「年少力壯、爲人諳練」の二人を後任として推薦した。<sup>15</sup>

以上のような郷約配置の多様化から、我々は國家の制度が各地の實情に柔軟に適應しながら定着していくことを見出すことができよう。

## 二、執照に見える郷約と保正の職責

先に説明したように、巴縣においては、郷約と保正による甲内公務を共同で運営する體制が存在していた。この兩者の職責について、乾隆年間の執照を利用して検討したい。

ここでいう執照とは、知縣が就任豫定の郷約と保正に交付する、職責を明記する身分證明書のようなものである。郷約と保正はその交付を受けて、はじめて公務を執行することができる。<sup>16</sup>

ここでは、乾隆二十八年〜三十四年に在任した知縣段琪が發行した二枚の執照を見てみよう。一つは、乾隆三十年十一月□日に直里四甲の保長李萬春に交付した執照で、もう一つは、乾隆三十一年二月十七日、孝里一甲の郷約李聲遠に交付した執照である。この二枚の執照の共通點は、いずれも匪賊の防範・賭博の取締・酔っ払い・喧嘩などを含む治安と教化を擔當する職責に關する部分であった。具體的には、これらの問題があれば、「密かに本縣に稟することを許す」、すな

表三 巴縣における郷約と保正の配置

合計 55 甲	一約一保	一約二保	一約三保	一約四保	一約五保	二約一保	二約二保
	22 甲	10 甲	10 甲	2 甲	2 甲	1 甲	2 甲
	二約三保	二約六保	二約七保	二約八保	三約三保	四約一保	
	1 甲	1 甲	1 甲	1 甲	1 甲	1 甲	

出典：『巴縣檔案（乾隆朝）』、No. 3531。

わち勝手に對處せず、ただちに文書で知縣に報告するよう、という規定であった。こうした共通する部分に對し、郷約執照には「宣講聖諭」に言及するほか、「保長と協同して、甲内の公事を勤慎にして辦理するよう」と書いてあるが、保長執照には、「郷約と協同して、糧務を催督するよう」と書いてある。要するに、「糧務の催督」に際しての責任者は郷約であり、保長は「協同」する立場にあるが、ほかの「甲内の公事」があれば、郷約は保長に協力する、と執照を發行した知縣の判断が窺える。<sup>17)</sup>

道光年間になって、郷約による「糧務」の擔當についてより明確な形で書いている執照も現われてきた。<sup>18)</sup> そのなかに、管内の「花戸（納稅世帯）□百□十名」、「原額正糧銀□百□十□兩□錢□分」の額を記入する欄が設けられ、郷約の業務を「催稅」と明記している。

なお、糧務擔當については、巴縣の住民も似たような認識を持っている。道光三十年二月西城里某甲の糧戸周以政らは、「條糧公務」を擔當する郷約候補者として、黃益青を推薦した。<sup>19)</sup>

このように、郷約の主たる業務内容が「糧務」であることは、巴縣の官民一致の認識であったと考えられる。

無論、この郷約と保正による甲の「ツートップ體制」を機能させるためには、兩者の「協同」が必要条件であったに違いない。公務の執行に伴い利權またはコストなどが發生することに直面する郷約と保正の關係はどのようなものであったか。以下の事例を見てみよう。

乾隆二十七年頃、孝里三甲の公務擔當體制は、一郷約四保正であった。保正の許泰林らは公務擔當の「奇弊」を知り、「老冊」と「花名」を隠して、その情報を新たに郷約に就任した龔楚白に教えなかった。しかも、衙門より數回にわたって送られた公務の「票喚」には、いずれも保正らの名前がなく、郷約が擔當するようにと書いているため、「老冊」や「花名」を知らない龔楚白は一人で業務を擔當した。同年十月頃、「倉穀」を「買辦」する公務についての「票」もまた郷約の名前だけで、保正らの名前はない。郷約の龔楚白はこのままでは、自力で「公事大差」のすべてを擔當せねばならな

い事態になってしまふのを危惧したため、十月十七日に「稟」を提出し、保正らに公務を擔當させるようにと知縣に嘆願している。この「稟」に對する知縣の「批」は、「批」の寫しを保正の許泰林らに見せ、協同して公務を擔當せよ、というものであった。<sup>20)</sup>

筆者にとって興味深いのは、甲内住民の基本情報を記録する臺帳（「老冊」）と納稅世帯の名簿（「花名」）が存在し、それを握る人間が甲内きつての「實力者」であった、ということである。本件において、原告の郷約は、保正たちが甲の基本情報を隠し、公務を擔當してないと主張している。さらに興味深いのは、知縣がその郷約の要望に應じず、却つて郷約に對し、「協同辦事」の「批」を保正らに見せるよう、と命じるにとどまった、ということである。これは、決して知縣が甲のトップ同士の紛争に介入したくないという意味ではなかった。というのは、知縣にとつて、「公事大差」の遂行がいちばん重要なことであり、實際の施行者が誰なのかはさほど重要な問題ではなかったと考えられるからである。

この事案から甲をリードする「ツートップ」のあいだの「協同」關係は、決して執照に書いてある規定だけで確立できるものではないことが分かる。その「協同」關係の確立にあたって、利益の供與や損得の勘定などを含む複合的な要因が存在したに違いない。

### 三、郷約の服務期限

清朝の國家には、郷約の服務期限や交代に關する統一的な規定がなかったようである。巴縣においては、後述する史料によれば、二〇年ないし三〇年間にわたつて務めていたケースが見られる一方で、「辦公六載」（智里二甲・乾隆二十六年）や「辦公數載」（孝里七甲・同三十三年）の記録もある。<sup>21)</sup> これらの事例はいずれも、辭職や罷免などがなければ、現職の郷約が交代されないケースであった。

こうして長年にわたつた在任した原因は、おそらく郷約の行政役職化とりわけ徵稅事務からの要請（後述）、および地

元社會の支持にあつた。その地元社會の支持とは、郷約の就任を地元で推薦したこと、および職務遂行中に發生した經濟的負擔に對し地元が一定の補償を行った慣行があつたことである。とくにその後者は、非常に重要な意味を持つてゐる。なぜなら、長年にわたつて郷約を務めることは、その本人の經濟力だけではとうてい不可能であると考えられるからである。

一方、地域社會の慣行として、順番で擔當する「任期制」をとるケースもあつた。たとえば、乾隆二十八年五月十三日、孝里三甲の「甲隣」王朝安ら三人は「稟狀」のなかで、甲内では六年ごとに郷約と保正を交代することについての合意があつた、と説明している。乾隆三十三年六月十二日、智里四甲郷約の杜顯亮は稟文のなかで、自ら納税する甲内の人戸が順番で郷約を務める、という甲内の「定議」を説明している。<sup>(23)</sup>

このほか、交代制を導入したいとの聲もあつた。一例を挙げよう。

乾隆二十三年十月十八日、直里八甲の郷約何殿卿らは李國仕を次期郷約として知縣に推薦して認められた。ところが、その李國仕は、郷約公務を逃れるために、刑房書吏になつてしまつた（計奸躲公、鉅充刑書。こうした「甲内公務」の擔當者がいないという現状を受けて、郷約の何殿卿らは十一月二十三日に「稟」を出して、李國仕の「奸弊」を指摘し、順番で郷約を務めることを以て「苦樂」を「均平」すべきだと訴えた（甲内公務理應輪流簽替承值、庶苦樂得以均平）。<sup>(24)</sup>

#### 四、郷約と金錢

推薦を受諾し、知縣による「驗訊」を経て執照を受領する際に、郷約が知縣に「給照」の費用として金錢を拂つた記録がある。たとえば、藍鼎元が友人に與えた手紙のなかには、廣東省潮陽縣知縣の署理として赴任した時の「陋規」を紹介している。それは、執照の交付により縣内の「保正郷約」から銀一六〇〇〜一七〇〇兩が受け取れることであつた。<sup>(25)</sup> 巴縣の狀況については、さらに調べる必要があるが、執照の發行にかかる費用も存在した可能性が非常に高いと考えられよう。

巴縣においては、郷約は就任したのち、地元から一定の手當を受取ることができた。たとえば、咸豐九年（一八五九）、巴縣直里九甲の慶生張體正らは現職郷約周仕爵の代わりに、段成占と呂國亮らを推薦した。周仕爵が辭任を拒んだため、知縣は複数の人間を郷約に任命することに對し難色を示した。その理由として擧げられたのは、地元が郷約の「資斧」を負擔しているため、複数の郷約があれば、地元の負擔も重くなる、ということであった。<sup>(26)</sup> ここでいう「資斧」とは、一種の手當であつたと考えられる。

「資斧」のほかに、郷約は公務執行に際して一定額の追加徴收を任意に決めることもあつた。たとえば、税金などを徴收する時に、手数料を上乗せることなどである。乾隆三十六年十月二十日、節里十甲の楊屈山らは縣の衙門に對し、郷約の王甫章が「軍需」を徴收する際に、銀錢兩替の「官定レート」（一兩〓八百文）に違反して、それより二百文多い一千文で徴收した、と訴えた。<sup>(27)</sup> この上乗せの二百文は郷約の役得なのか、それとも徴收した「軍需」を軍需局へ運ぶための必要經費なのか分からないが、それ自體は郷約の一存で決める可能性が非常に高いと思われる。

これまで、複数の郷約による公務擔當の詳細については、ほとんど紹介されていない。以下では、二人の現職郷約の間にあつた公務擔當をめぐる金錢關係と紛糾を紹介したい。

乾隆二十三年頃、孝里十甲には郷約が二人いた。六月三十日、五年あまりにわたつて郷約を務めてきて、「子幼年邁」という家庭事情を抱えている郭瑞先は、就任豫定のもう一人の郷約趙茂連との間で、「憑中人」が見守るなかで約束を交わした。その結果、郭瑞先は趙茂連から「認字」を一枚もらった。<sup>(28)</sup> 「認字」の内容は、およそ以下のようなものである。

- ① 「公務催督」の「承辦」にあつて、一定の費用がかかるため、郷約の郭瑞先は、「銅錢一千五百文」を出し、もう一人の郷約趙茂連による「公務催督」の費用を「幫湊」する。

- ② その「銅錢一千五百文」をもらった郷約趙茂連は、「公差」や「催差」を「簽點」する際、郭瑞先のみならず、その「戸内人等」を「簽點」してはいけない、と約束する。よつて、この「銅錢一千五百文」は、一種の「免役錢」

のようなものとの認識があつたと言えよう。

- ③ 第三者が見守るなかで郷約同士のあいだに交わしたこの「裏取引」が破られた場合の仲裁は、「公」すなわち地方官が擔當する。つまり、「公差」や「催差」を擔當する郷約趙茂連が、「銅錢一千五百文」を出してくれた郷約郭瑞先またはその「戸内人等」を「簽點」してしまった場合、「被害」を受けた側は、この「認字」をもって「赴公」すなわち衙門に赴き仲裁を求めたのであつた。

實際に、「認字」を交わした二日後の七月初二日、趙茂連が郷約に就任した。その年の十月になって、「買穀」に關する「差務」の通達がいつものように郭瑞先のところに来た。郭瑞先はこれを趙茂連が約束を破つたと見なして、先の「認字」を證據として知縣に提出し仲裁を求めた。

以上で説明したように、この就任時の「認字」は、目に見える形での利益の約束であつたと言えよう。就任の際に、利益損得を計算して、二人の郷約の間に何らかの「裏取引」があつたことは決して不思議ではなかつたと考えられる。

## 第二章 郷約の人選をめぐる地域内の對立と訴訟

以上では、郷約の配置をめぐる諸問題を検討したが、本章では、近年の研究成果を吸収しつつ、郷約の人物像および郷約の選任をめぐる地域社會の内部對立について検討したい。

### 一、郷約の人物像

順治十六年の規定によれば、郷約の適任者が「土豪僕隸奸胥蠹役」以外の「生員」と「平民」であることがわかる。

まずは、年齢が滿六十歳以上、過失がなく人德のある生員である。これは最も理想的な郷約ではあるが、生員のいない地域においては、人德のある六十ないし七十歳以上の平民を以て擔當させる。これらの郷約は毎月の「朔望」に「六諭」

を「申明」とともに、村の人々の「善悪」の行爲を「簿冊」に「登記」する。ここから、思想をコントロールすることを以て自律的な社會を實現しようとする清朝國家が郷約制度を導入する狙いを見出すことができる。<sup>(29)</sup>

我々は巴縣の檔案から生員が郷約を擔當した記録を未だ発見していない。「平民」が務める郷約については、同治年間の事例を中心に、就任時「六十歳以上」のものも確認できていない。數例を挙げよう。<sup>(30)</sup>

事例一…(同治三年) 孝里二甲郷約朱廣積…「年五十八歳」である。

事例二…(同治二年) 節里十甲郷約藍新發…「二十餘載」にわたって郷約を務め、同治二年現在では「年近八十」であるため、郷約就任時の年齢は五十歳臺であることがわかる。

事例三…(同治六年) 節里十甲郷約黃春和…「三十餘載」にわたって郷約を務め、同治六年現在では「年近七旬」であるため、郷約就任時の年齢は四十歳臺であることがわかる。

事例四…(同治三年) 仁里十甲郷約張喚亭…咸豐初年に郷約に就任し、現在「六十餘歳」である。これによれば、彼の就任時の年齢は少なくとも五十歳臺であることがわかる。

檔案に記されている年齢はあくまで参考に供するものであるが、上記の記録によるかぎり、郷約就任時の年齢はおよそ五十歳臺であったことがわかる。<sup>(31)</sup>

郷約候補者の推薦人身分變化について、表四を参照されたい。

表四 後任郷約の推薦者

	乾 隆	嘉 慶	道 光	同 治
事案の總數	74	1	4	87
郷約による推薦の事案數	58	0	0	6
郷約以外による推薦の事案數	16	1	4	81

出典：『清代巴縣檔案匯編（乾隆朝）』、一九四～二〇八頁。『清代乾嘉道巴縣檔案選編（下）』、二九四～三〇五頁。『巴縣檔案（乾隆朝）』、No.34～37、39～40、42～43、94、106～107。『巴縣檔案（同治朝）』、No.141～146、148～150。

この統計を見る限り、乾隆年間においては、前任の郷約による後継者の指名推薦が大半であったのに對し、同治年間になって、郷約の推薦者はほとんど文生・監生・職員・紳糧であったことがわかる。こうしたことから、郷約の地位の變化、地方社會における權勢の所在の變位、および郷約による權力運用のあり方の變化が讀み取れる。

郷約を推薦する際の人物紹介については、必ずと言っていいほど「家道殷實」「老成諳達」の類の表現が使われている。たとえば、乾隆三十三年、孝里七甲の現職郷約が牟維瀨を後任として推薦する際に、「家道殷實であり、讀み書きもでき（詩書可通）、素行が端正である（素行端方）」と推薦理由を説明している。または、乾隆三十六年、周元潤が慈里某甲の郷約候補者として推薦を受けた際の推薦理由は、「經驗が豊富で圓熟であり（老成諳達）、讀み書きも計算もできる（書算兼通）」というものであった。<sup>(32)</sup>

ここでいう「家道殷實」とは郷約適任者の經濟力を指す表現である。よって、一定の經濟力がなければ、郷約に就任することができない。たとえば、咸豐三年八月、現職の郷約周仕爵がその職に相應しくない理由として、節里九甲の監生熊文熙らは、「伊無糧」、つまり納税対象ではない、言い換えれば「家道殷實」ではないことを指摘したことがある。<sup>(33)</sup>

では、その經濟力とはどの程度のものであったのかについて、これまでの郷約研究はほとんど觸れていなかった。ここでは、二例を挙げよう。

巴縣智里二甲郷約の羅著光は乾隆二十八年三月初三日、「父亡母老」「子幼家貧」のために職を辭して黃茂を後任として推薦した。その黃茂の經濟力については、五錢程度の納税額があり、公務執行に堪えうる、と羅著光が説明した。<sup>(34)</sup> 十年九月、仁里九甲郷約の郭聖選は次期郷約候補者として甲内の杜國美を知縣に推薦し認められた。その理由は、彼の納税額が「條糧四錢八分」であったことにある。<sup>(35)</sup> この二つの事例から、乾隆の中期から後期にかけて、五錢程度の地丁銀納税額が、「家道殷實」を證明する尺度であったと言えよう。

このように、郷約の就任に際しては、郷約制度が發足した當時の「行履無過、德業素著」や「素有德望」が消え、かわ

りに「家道殷實」「老誠諳達、書算兼通」、すなわち「地方公務」の遂行に缺かせない一定の經濟力と讀み書き能力が求められるようになり、制度設計そのものが現場の實態から大きく乖離していたことが窺える。ちなみに、乾隆朝と同治朝の檔案を讀んだかぎりでは、巴縣で郷約が規定どおり「六諭」を「申明」した記録は未だ確認できていない。

なお、いわゆる「老成諳達」とは、公務遂行の際に、地方官の意思を民衆に傳達し説得する能力、地方官に對する説明能力、および仕事をこなせる手腕などを指すものであった。一例を挙げよう。乾隆三十二年、居義里快班衙役の周陽輝は智里二甲の次期郷約の指名を受けた。これを知った「快頭」は知縣に對し、周陽輝が言葉をうまく話せず、性格も弱いで、郷約の適任者ではない、と説明している。<sup>(36)</sup>

## 二、人選紛糾とその性格

私はかつて巴縣檔案と淡新檔案をもとに、その地方末端組織のリーダーの選任手続きについて、「①地元住民が商議して人物を公擧し、②推薦する側と推薦される側はそれぞれ保結狀と認充狀を地方長官に提出し、③地方長官が推薦される者に面接して任命を發令する」、と説明したことがある。<sup>(37)</sup>

この説明には二つの缺陷がある。まずはその基準である。「德業素著」や「素有德望」とされるのは、實にあいまいなものであった。實際に郷約になった者のほとんどは、「寡廉喪恥之窮棍」のようなものであった。<sup>(38)</sup> 次には合意形成の方法である。これについての規定がまったくなかった。費孝通がかつて指摘した「長老統治」が比較的にしっかりしているような地域はともかく、異なる勢力が競合しあい合意形成がなかなか難しそうな地域においては、郷約適任者の認定は容易なことではなかった。ここで言う「異なる勢力」の相互關係については、「強―弱」と「強―強」のように大きく分けることができる。強者の意思がそのまま地域の意思となるほか、雙方の妥協による合意形成もありうる。この場合、推薦者が商議し合意した結果をもとに、郷約の人選を稟文で知縣に推薦している。たとえば、私がかつて利用した淡新檔案の

「三皂頭役朱寛稟爲選舉稟請恩准著充事」は、一枚の紙に書いた稟文である。<sup>(40)</sup> 巴縣檔案のなかにもこのような稟文がある。同治元年五月十一日、廉里九甲長生場の文生王應律をはじめとする「十五の團の紳耆」は、協議して糧戸胡永泰を後任郷約として稟文で知縣に推薦した。<sup>(41)</sup>

しかし、妥協が成立せず、両者が競争しあう場合、訴訟がその對立を解決する選擇肢の一つになりうると考えられる。ここで注目したいのは、郷約の選出をめぐる訴訟である。一例をあげよう。<sup>(42)</sup>

同治六年（一八六七）五月十九日、仁里十甲の監生蔡立鵠と職員雷晉亭ら八人名義の狀紙が出された。訴えの内容は、「案鱗して擧げ難い」、すなわち事件・訴訟に餘りに多くかかわってきた郷約の余海山が「體德辦公」をせず、「遇事生波」をしたことを理由にその罷免を求め、「諳練老成」の蔣玉亭を後任として「擧簽」する、というものであった。狀紙には、「内號」「舊案」の戳記のほか、代書の戳記および「捕衙掛號訖」の戳記が押された「丁字四千三百十二號」の手書きした番號もあり、咸豐二年以來計六項目にわたる「余海山劣蹟單」も添附された。六月十三日、貢生の蔡志清ら七人名義で提出した狀紙には、現職郷約の余海山の「不法」、および後任者として推薦された蔣玉亭の「諳練」であることが間違いない、と書かれている。この狀紙には、「舊案」「内號」「捕衙掛號訖」および代書の戳記があり、番號は「丁字五千七十二號」であった。これを受けて、知縣はその蔣玉亭を召喚し「驗充」することを決めた。

しかし、六月二十八日になって、狀紙が一變した。團練の監正を務める貢生の蔡志清は抱稟を通じて、上記十三日附の狀紙は「胞弟の蔣玉亭」を推す「案鱗濫衿」の蔣玉田が捏造したものと聲明するほか、余海山が郷約として適任であることを訴えた。彼が使用したのも狀紙であり、「舊案」「内號」「捕衙掛號訖」および代書の戳記が押され、番號は「丁字五千四百九十號」であった。

八月初三日、蔣玉亭を推すグループが反撃に出た。監生蔡立鵠や保正蔣化南ら四人は、六月二十八日附の蔡志清名義の狀紙は、余海山が捏造したものであり、余海山を罷免して蔣玉亭を郷約として認めるよう求めた。彼らが使用した狀紙は、

「放告」「舊案」「内號」および代書の戳記が押されており、「捕衙掛號訖」の番號は「丁字七千四百二十八號」である。

八月初八日に、道員の肩書を持つ雷晉亭は稟文を出して、余海山が適任であること、蔣玉亭を推す五月十九日附の文書が蔣玉田による捏造であったことを訴え、余海山の留任を求めた。この稟文は狀紙に書いたものではなく、一枚の紙に書かれており、「内號」の戳記もあった。

二日後の八月初十日、余海山本人は「狀式條例」のない異なる様式の狀紙を使って、蔣玉田が恨みを持って他人の名義を盗用し、弟の蔣玉亭を推薦したことを訴えた。寫眞が不鮮明で確認できていない部分もあるが、「簡房」の戳記があるのがわかる。その「簡房」とは、呈詞の受附をする書吏房のことである。その訴狀には道光十四年からの三十三の項目にのぼる蔣玉亭の「不法劣蹟」のリストも添附された。

類似のケースはほかにもあるが、資料の制限もあり、實際の狀況と雙方が訴えた内容の眞偽、および知縣の最終判断について確認することができていないが、雙方が郷約の推薦をめぐって、訴訟で使用する代書戳記のある狀紙を使用したこと、巴縣の衙門が通常の訴訟を受附けることと同じように、「放告」「内號」「舊案」「捕衙掛號記」を押し、千字文の番號を附けたことは、やはり無視できない點である。

現在、我々は郷約を含む地方末端組織リーダー選出の際に發生した紛糾、とくに訴訟に至らなかつた紛糾の實態が把握できていない。しかし、こうした人選をめぐる對立は、決して前近代の巴縣のみの現象ではない。李懷印も清末から民國時期にかけての直隸獲鹿縣の「郷地」人選をめぐる紛争を研究した<sup>(44)</sup>。なお、現代中國においても、農村部の地方末端組織である村民委員會の選舉をめぐる住民同士の對立が存在している<sup>(45)</sup>。要するに、人選の基準が明示された明代の里甲制度（「丁糧の多い者」と異なり、郷約の人選についての明確な基準がなかつた。こうした制度設計の特徴により人選をめぐる紛糾が生まれてしまった。したがって、もともと地域を安定させるための郷約制度は、運用していく過程のなかでそれ自身の問題により、地域内部において新たな對立をつくり出すことがあった。

## 三、推薦方法の選擇と訴訟の性格

先に述べたように、郷約の人選をする際に、大まかに言えば二通りの方法が存在していた。つまり、推薦（普通の紙に書いた稟文を使う方法）と訴訟（状紙を使う方法）であった。「長老統治」の行き届くような地域ないし「對抗馬」のいない地域であれば、地元の合意形成が比較的に得られやすく、わざわざ訴訟の方法をとるのは考えにくい。<sup>(46)</sup>

そもそも郷約の人選をめぐる異なるグループの活動は、ある種の目的もしくはある種の価値を實現させようとする、人間の社會活動の一種である。言い換えれば、マックス・ウェーバーが言う「目的合理的行爲」もしくは「價值合理的行爲」に相當するようなものである。先に引用した文書の内容から、雙方はいずれも相手グループが推す候補者の「劣蹟」を暴くことを通して、相手に對し道德の面から批判を加えたうえ、地方の治安維持や税金徴収、および紛争調停などの公務を前面に押し出し、自ら推す者こそ適任者だと訴えたことがわかる。彼らが、「外界の事物の行動および他の人間の行動について或る豫想を持ち、その豫想を、結果として合理的に追求され考慮される自分の目的」を達成させるために、<sup>(47)</sup> 利<sup>(48)</sup> 用しうる條件や手段を選擇した、と考えられる。

無論、訴訟にはコストがかかる。清末の四川においては、「状紙と稟文にかかる費用の比率は十對二であり」、<sup>(49)</sup> 状紙を使用した場合、六十〜八百文の状紙費、一百〜一千文の代書費、七百二十〜二千一百文の傳呈費が発生する。なお、光緒年間<sup>(50)</sup>の巴縣には状紙一枚につき「筆墨辛力戳記錢二百六十文、寫字錢四十文」を代書人に拂う、という規定があったが、現場においては、「戳記錢」を四百六十文、「辛力寫字錢」を三百六十文とするケースがあった。<sup>(50)</sup> 上記した事案の関係者は巴縣の仁里十甲の住民であり、状紙に書いた縣城までの距離は九十〜百二十里、すなわち四十五〜六十キロメートルである。このように、上記の各費用に加えて、交通費・宿泊費・飲食費などがさらにかかるに違いない。これらは、提訴段階のコストにすぎなかった。この程度の出費は訴訟者集團にとつてどの程度の負擔になるかが分からないが、ある種の目的達成

への期待がなければ、無意味な出費を果たしてするだろうか。實は、「リスク回避」「安全第一」を生存維持の原理とする前近代中國社會においては、人々の行動はそれらの原理を「基準とした慎重な選擇の結果」である、と言えよう。<sup>51</sup>したがって、あえて訴訟の方法をとったのは、その人たちによる「慎重な選擇の結果」であつた。

もちろん、係争の途中で雙方が何らかの形で妥協して合意形成ができれば、訴訟を取り下げる可能性もある。あるいは、その訴訟自體が、地域主導権を獨占しようとするための戦術、あるいは存在感を示そうとするための戦術であつたかもしれない。いずれにしても、訴訟コストの發生を覺悟し訴訟を起したことの背後には、地域社會内部の對立に由來する地域主導権の争いが存在したことが窺える。少なくとも、係争する雙方が訴訟を通して自分たちの正當性を主張しようとする點は共通している、と言ふことができよう。

私はこのような訴訟の性格について、近世中國において數多く存在していた戸婚、田土、錢債、鬪毆などのような民事もしくは刑事に屬するものではなく、明らかに「地方公務」すなわち地方組織リーダーの人選をめぐる行政訴訟であつた、と考えている。

私はかつて烈婦の顯彰と舉人の身分を例に、近世中國に存在した行政訴訟について研究したことがある。そのうち前者は自らの潔白を死を以て證明したとされる烈婦への國家の顯彰を求める訴訟であり、後者は公權力による舉人身分の剝奪を不當としてその取り消しを求める訴訟である。これらの行政訴訟は、訴訟の主體は「民」と「官」で、つまり「民」(虚銜や學位をもつ者をも含む)が原告で、「官」(烈婦に對し不當な扱いをした、または舉人身分の剝奪をした知縣)が被告であつた。<sup>52</sup>

しかし、本案のような郷約人選をめぐる行政訴訟は、それらと異なる様相を呈している。いわゆる原告は依然として「民」であるが、状紙の「被稟」(被告)欄に書かれたのは「官」の名前ではなく、對立したグループが推す人物の名前である。相手側の人選の「非」を暴くことを通して、自ら推す人物の適任を訴えその任命を行政側に求めたのであつた。

縣の衙門に對しこのような訴訟を起こした理由はおそらく下記の二點にある。

第一、任命權者への訴え。地方末端組織リーダーの選任に際して、知州知縣がその名義で發行した執照は、その職に就くための要件であつた。その執照の發行權者、言い換えれば地方末端組織リーダーの任命權者である知州知縣に訴え出るのは、その地域住民からすれば至極當然のことであると言えよう。

第二、社會通念による影響。地域住民にとつて、郷約などの地方末端組織リーダーは、訴狀のなかで述べた「辦公」や「公務」のように、いずれも「公務」を擔當するものである。無論、彼らが言う「公」とはまず、治安維持をはじめとする國家の代表者である知州知縣が委託した業務を指す用語である。このような行政訴訟が発生した背後には、「公務」を擔當する組織もしくはその組織リーダーの人選をめぐるトラブルがあれば、國家權力を代表する知州知縣による調停ないし判決を求めようとする、という社會通念の存在が窺える。

### 第三章 郷約の職責…「糧務」と「夫差」

清代に入つて、巴縣の税金徵收體制における最初の中心は里長であつた。その後、「滾單法」(五つの納税戸を一つの納税單位とし、甲首が交付された各戸の資産狀況と納税額などをまとめて記載した書類をもつて、徵稅事務を行う方法)と「甲催法」(甲首が甲内のすべての納税戸を対象に納稅事務を一年交代で行う方法)を経て、遅くとも乾隆二十五年頃になつて、郷約を中心とする徵稅體制が確立された。『乾隆』巴縣志<sup>33</sup>では、毎年のように擔當者が交代する「甲催法」に比べて、この徵稅體制は交代手續が省かれたことにより、納稅の督促に専念し税金を規定とおりに徵收することができる、と自畫自贊している。

このように、郷約は結局、國家を代表する知縣知州の指示に従い徵稅を従事する現場の責任者になつてしまつた。本章では、税金と夫差錢の徵收を中心に郷約の職責について檢證するが、紙面の關係で郷約の役得問題については觸れないことにする。

一、郷約と地方公務…「糧務」

すでに説明したように、同治年間の巴縣においては、郷約の主な職責は「糧務」であった。「糧務」とは、地丁銀とそれに比例する附加税としての捐輸・津貼・夫馬、および三費の徴收などを指し、具體的には税糧の「催納」と「抬墊」であった。<sup>(54)</sup>

(一)「催納」

「糧務」の遂行に際して、郷約にとって最初の業務は「催納」すなわち納税の催促であった。

清代の四川においては、地丁銀と附加税の「設糧開徵」の時期は二月中～四月末、八月十五日～十二月上旬であった。<sup>(55)</sup> 具體的な開始と終了の時期については、各州縣の徵税最高責任者である知州知縣が告示などで公表することとなっている。その公表のまえに、知縣の「諭」にしたがい、「紳糧」たちは一月下旬もしくは二月初旬に銀錢の「官定レート」を含む徴收規定について「會議」する。たとえば、光緒二十四年（二八九八）正月、紳糧たちが「籌議」した「徴收價單」は左記のようなものであった。

地丁 一兩四錢八分、閏徵在內

津貼 每正糧一兩徴收銀 一兩一錢五分

捐輸 四兩二錢七分

合每兩徴收銀六兩九錢正

要するに、「加平、火耗、鞘匣、繩索、領解串票及び局中の一切の經費、ならびに挪借してもらった分への返済」などを總合的に勘案した結果、税額銀一兩に對し、實際の納付額は銀六兩九錢であるという割合で實際の納付基準が決定され

た。<sup>56</sup>ここでいう「地丁」は「地丁銀」であると同時に、津貼と捐輸などの附加税の徴収額を決める基準でもあった。のちに紹介する李宜齋による抬墊の事案においては、三費銀は「原載條糧銀」すなわち「地丁銀」に對し、一對一の比率で徴収するものであった。これは、同治二年に巴縣知縣に就任した王臣福が「紳民」と「議決」した基準、つまり地丁銀の徴収と同時に、地丁銀と同額の三費銀を附加税として徴収する、という基準に従ったものに違いない。<sup>57</sup>

「徴收價單」のほかに、知縣は表五のような銀錢の「官定レート」も公表した。

上記の「徴收價單」と銀錢レートに加えて、知縣は「設櫃開徵」の期日についても明示した。たとえば、光緒十九年正月十四日、巴縣知縣は地丁銀徴収の開始時期について「告示」した。<sup>58</sup>その内容は、およそ次のようなものであった。

① 地丁銀徴収は三箇月以内に完了する、という布政使の通達を傳達したうえで、二月十二日からその徴収を始めること。

② 原則としては銀で納付するが、錢で納付する場合の「官定レート」は銀一兩につき一千七百文とすること。

③ 自ら納付することを原則とし、「包攬」してはいけないこと。

告示が知縣衙門の外や縣城に掲示されるほか、知縣も差役を派遣して、各甲に對しそれを傳達した。たとえば、同治八年二月初九日、知縣が派遣した「糧差」は、「簽」と「高牌」を慈里七・八甲郷約の鄒炳崑に渡して、「條糧」を「催納」する命令を傳達した。十二日から、郷約鄒炳崑は「高牌」をもって「各糧戸」に對し税の納付を促した。この「簽」と「高牌」は納税者への通知文書だけではなく、郷約が徴税業務を遂行する際の委任状

表五 銀錢の官定レート

年月日	項目	銀1兩に相當する銅錢
光緒十年二月初四日	捐輸	1,590文(市平九八銀)
光緒十三年二月十三日	津貼	1,730文
光緒十七年正月二十二日	津貼	1,700文(市平九七銀)
光緒十九年正月十四日	地丁	1,700文(市平九八銀)
光緒二十七年二月□日	捐輸	1,270文(九七平九八銀)
光緒三十年三月初十日	捐輸	1,190文(市平九八銀)

出典：『清代四川財政史料(上)』、三三八～三四一頁。

でもあった。傳達が開始されたあと、監生の陳協三は郷約との借金トラブルを理由に、その「簽」と「高牌」を奪ってしまった。これによって、納税者が「簽」と「高牌」を持たず「催納」をする鄒炳崑に對し、疑念を持ち税を滞納してしまった。そのため、郷約鄒炳崑は同月二十一日、「糧務」の遂行を妨害したとして、「惡霸陳協三」を知縣に告訴した。<sup>59</sup>

この事例から、「糧務」を擔當する郷約がその職權を行使する際の必要条件の一つは、知縣からの明確かつ具體的な指示であることが分かった。つまり執照に明示されている職權とはいえ、その行使にあたっては、郷約が國家を代表する知縣からの文書指示を待たなければならないと考えられる。

## (二)「抬墊」<sup>60</sup>

清代においては、税糧納付の原則は「自封投櫃」、つまり納税者が自らその税金を衙門に設置されている「櫃」に入れることであった。先に紹介した光緒十九年の告示もその原則を強調する文書であった。しかし、徴收の現場においては、包攬つまり徴税請負が「體制」として存在したことは一種の「常識」であった。<sup>61</sup>近年、Prasenjit Duaraと李懷印は、税糧徴收の「包攬」について研究した。しかし、「包攬」の背後に、地方官による強要があったかどうかについての説明がなされていない。<sup>62</sup>

四川においても、「抬墊」という慣行が廣く存在していた。<sup>63</sup>檔案資料によれば、抬墊とは、「抬銀代墊」「抬借墊完」「抬銀墊完」<sup>64</sup>のことであり、要するに納税責任者がその責任で所定額の税金を締切日（掃數）までに完納する、という原則のもとで、郷約が徴收できなかつた分を借金して代納したのち、未納者から債權を回収することである。これは、郷約たちの「常識」であった。たとえば、咸豐六年（一八五六）五月、廉里四・五・八甲の郷約だった徐世太らは、締切日までに完納しなかつた分をすべて代納することを宣言し、そのための銀二十四兩を衙門戸房書吏に預けた。<sup>65</sup>ここでいう「墊納」は、言うまでもなく「抬墊」のことであるが、そのために書吏に預けた銀は、當該業務を引き受けるための一種の保證金

のようなものであったと言えよう。また、この事例から、抬墊で甲内の未納分を代納するのは、郷約に就任する際の必要條件であったことも窺える。抬墊の発生要因は多岐にわたるが、ここでは、制度上の要因について検討しておきたい。

我々が巴縣檔案のなかでしばしば目にするのは、知縣側による抬墊の強要である。たとえば、節里六甲郷約の周正品は、咸豐十一年に「正糧防堵津貼積穀」を徵收する際に、「遵諭抬銀」、知縣の指示（諭）にしたがって代納した。<sup>66</sup> 節里九甲郷約の楊洪泰は、知縣の「諭」にしたがって、甲内の熊藕船ら數人が滞納した同治四年と六年、および九年の「條糧津貼」、合計「五十餘兩」を抬墊した。<sup>67</sup> 規定どおりの完納ができなかった場合、知縣による「比」、つまり追徵する対象は、その未納者または滞納者ではなく、甲内の徵稅責任者としての郷約または糧差であった。同治十三年十二月十一日、巴縣正里十甲郷約陳銀山は「抬墊」をした理由について、六月の締切になって滞納があったため、知縣の厳しい追及を受けて、やむを得ず「抬墊」をした、と説明した。<sup>68</sup> 知縣がこうした抬墊を強要した背後には、考成制度の制約および上官の壓力などがあつたと考えられる。

ここでは、知縣の命令にしたがって抬墊したのち、長年にわたって債權の回収ができなかった郷約の一例を紹介してきた。

同治三年、巴縣知縣の王臣福は、孝里の三甲などに居住する董翁堂・董文明の一族に對し、通常の税金と附加税のほかに「捐輸三千餘金」を求めた。巴縣衙門の「戸書」を務める親戚、または「文生」の親戚を持つ董翁堂らは成都に行つてしまい、知縣の要求を事實上拒んだほか、その年の「津貼・大糧及び雜派」の納付をも「抗納」した。八月の締め切りになつて、孝里三甲郷約の李宜齋は知縣の抬墊命令を受けて、やむを得ず父の「膳銀」を轉用したほか、さらに借金をもして、あわせて銀一百五十兩を工面した。八月十五日に、李宜齋は董の一族が計二十九名分が納付すべき地丁銀と三費銀などの附加税を完納し、「票據百餘張」を受取つた。その後、李宜齋は董の一族が成都より戻つてきたのを待つて、何度も債權の回収を求めたが、斷られてしまった。光緒元年正月になつて、董氏は清算すると詐稱し、李宜齋より抬墊の證據と

しての「正糧納票」二十八枚を騙し取ってしまった。縣に訴えても効果がなかったため、李宜齋は知府衙門に告訴した。知府衙門より送られたこの案件の審理を擔當する「黃圭」は、李宜齋に對し「代納票據」の提出を命じ、後者は「三費銀」を抬墊した「票二十九張」を提出した。その二十九枚の「納票」は現在、巴縣檔案のなかにある。ちなみに、董氏によって「騙し取られた」二十八枚と知縣に提出した二十九枚の「納票」のほか、李宜齋の手元になお五十九枚の納稅書類が残っていた。結局、光緒四年になつても、この事案が依然として清算できず、借金の利子も重なつたため、李宜齋は「本利銀八百餘兩」の負債を抱えていた。<sup>(69)</sup>

實は、董氏一族のために上記の抬墊をした同治三年八月十五日に、李宜齋はほか八名分の税金をも抬墊した。そのなかに、十數年ないし二十數年にわたつて抬墊しつづけたケースもあった。たとえば、張必達の地丁銀は「八分」であるが、十年間にわたつて抬墊した結果、未回収の債權と利息はあわせて「數十兩」にのぼっている。また、郭龍山の地丁銀はわずか「四分」であるのに對し、二十數年間にわたつて抬墊した税金とその利息も「數十兩」にのぼっている。<sup>(70)</sup> ここにおいて留意しておきたいのは、先に説明したように、上記の「八分」「四分」などは「地丁銀」の徵收額と三費銀などの附加税の計算基準であつた、ということである。ちなみに、これらの債權回収を求めている間に、李宜齋はほかの抬墊もした。<sup>(71)</sup>

このように、巴縣においては、包攬の取締りを擔當するはずの知縣は、告示においては包攬の禁止について明示したものの、実際には包攬を容認したほか、「簽」または「諭」をもって抬墊を強要した。したがって、檔案に見える抬墊は、一種の「官製抬墊」または「官製包攬」、つまり地方官が作つた徵稅請負にあたるような行爲であつたと言われても過言ではないだろう。

## 二、郷約と地方公務「夫差」

巴縣は四川東部の交通の要所に位置し、官僚や軍が頻繁に往來する「衝」の地域であった。そのため、「夫差」も多かった。たとえば、乾隆五十七年十月十六日と二十六日、巴縣は各「里甲約保」に對し「差票」を出し、送迎のための「水塘」などの施設修理を命じた。<sup>(72)</sup>

こうした夫役を遂行するのに必要なコストについては、無論、各甲の内部で負擔した。たとえば、乾隆三十六年以後、朝天黨（坊）の鋪戸は巴縣衙門の命令により、「夫差」を雇用し物資を運搬する「公務」を負擔するようになった。負擔の基準は、各店舗が營業規模に應じ毎月銀四〜八錢兩に相當する「鋪戸夫差錢」（門面夫差錢）を二回據出するということであった。郷約は銀錢の兩替レートに従って、上記の基準に相當する銅錢を各鋪戸から受け取ったあと、「夫價」を「開銷」した。しかし、乾隆五十年頃になって、「錢賤夫價加倍」により、郷約は赤字を出したままで「公務」を擔當した。乾隆五十九年八月二十七日、朝天黨と儲奇黨の郷約は縣に對し、徵收額が「四百七十餘千（文）」であったのに對し、「開銷」した「夫價」が「四百八十餘千（文）」にのぼったことを報告した。知縣は批文のなかで、その「十餘千（文）」の赤字について全く言及せず、支出を公正にし、横領してはいけなさと淡淡と指示するにとどまった。<sup>(73)</sup>その後、赤字がさらに膨らんでしまった。

乾隆六十年三月十二日、朝天黨と儲奇黨の郷約は再び稟狀を出し、「二百六十八千九百文」の徵收額に對し、「三百五十五千一百五十六文」を「支銷」して、赤字が「一百八十六千二百三十六文」にのぼったことを報告したうえ、鋪戸からの「夫錢」を徵收しにくく、侮辱を蒙った現狀を訴えている。これに對し、知縣は郷約が鋪戸から徵收した金錢をもって人夫を雇い勞務を擔當する「章程」を強調したうえ、郷約らに對し、「軍務大差」があり、引き續き店舗から資金を徵收し「催夫應差」するようにと命じた。

乾隆六十年の五月、巴縣の儲奇黨は「夫差」費用の一部を負担した（表六）。

上記の人夫雇用以外の負担もあったかと思うが、結果として、各店舗から徴収した「一百一十九千五百八十文」だけでは賄えなかったため、儲奇黨郷約の何玉堂らはやむを得ず錢鋪などに借金をした。

何玉堂らの報告によれば、この公務の遂行にあたり、徴収した「一百一十九千五百八十文」と借り入れた二百三十千文から、必要な人件費や「利錢」、及びこれまでの借金返済などを差し引いたあと、なお「欠夫價錢五十六千四百零七文」、つまり五十六千四百七文が足りなかった、ということがわかる。

上記の「糧務」と「夫差」の事例からは、郷約が知縣から見れば単なる「役」であるため、業務遂行中に発生したコストや赤字に對し、まったく無關心の態度を示したことが読み取れる。

表六 儲奇黨夫差領壯單

期間	差務内容	費用	期間	差務内容	費用
五月二十五日	驛夫 4 名	3 千 600 文	六月十三日	夫 147 名	3 千 675 文
	驛夫 4 名			驛夫 2 名	3 千 240 文
	驛夫 2 名			驛夫 3 名	
下河夫 40 名	驛夫 4 名				
六月初一日	驛夫 26 名	9 千 360 文	六月十五日	驛夫 14 名	5 千 340 文
	驛夫 4 名	1 千 800 文	下河夫 12 名		
	夫 1 名		六月十七日	驛夫 8 名	2 千 880 文
	下河夫 125 名	5 千 735 文	六月二十二日	驛夫 4 名	9 千 720 文
	驛夫 7 名	2 千 575 文		驛夫 8 名	
下河夫 104 名	驛夫 7 名				
六月初八日	驛夫 16 名	5 千 760 文	驛夫 8 名	14 千 250 文	
	驛夫 16 名	6 千 480 文	下河夫 570 名		
六月初九日	驛夫 2 名		7 千 500 文	六月二十三日	河夫 96 名
	下河夫 300 名	六月二十五日		更夫 3 名	1 千 800 文
	驛夫 8 名	5 千 760 文	更夫 1 名	440 文	
	驛夫 8 名				
	夫 10 名		小 計	101 千 15 文	
	下河夫 20 名	7 千 700 文			

出典：『巴縣檔案（嘉慶朝）』、No. 228。

### おわりに、郷約の性格

本稿の最後に、行論を踏まえて郷約の性格について私見を述べておきたい。

學界においては、傳統中國の政權支配の範圍は、州縣までとする意見がある。秦暉は、國が州縣を支配し、州縣以下の支配は自治組織としての宗族が行い、自治の根幹が倫理であり、倫理が郷紳を造る、と表現している。<sup>(74)</sup> また、于建嶸は宋代以後、「治權を代表する官治システムが郷鎮より縣に後退した」としたうえ、清代における縣以下の社會支配においては「地方の人」が「地方公共の意」に従って「地方公共事務」を管理した、と指摘している。さらに、「中國傳統鄉村社會の政治特徴」の形式と機能について、「保甲制度と宗族組織、および士紳統治が結合した鄉村自治政治」である、と認識している。<sup>(75)</sup>

このほか、國家と社會との間にいわゆる「第三領域」が存在し、社會を構成するほとんどの人々はその「第三領域」のなかではじめて國家と「接觸」したとする Philip C. C. Huang の意見もある。彼は、ハーバーマスが特定の對象を限定して使用した「公共領域」という概念をより「價值中立」的な「第三領域」という名に改稱して、それをもって前近代中國の社會および行政運営を研究した。しかし、いわゆる「第三領域」とは制度なのか、それともある種の制度を有効にするための組織なのか、ないしは單なる問題を分析するための操作概念なのかについての説明がなかった。さらに、「semiofficials＝准官吏」による徴税などの業務様態を説明せず、縣以下の行政運営も司法の場合と同じように「第三領域」で行われたと主張している。<sup>(76)</sup>

「第三領域」の概念を使って、巴縣の郷約を分析しその概念をさらに補強しようとする研究がある。しかし、公務執行の際に郷約が行使した権力の性格とその由來、という前近代中國社會における郷約の位置づけにかかわる最も基本の問題についての議論がほとんどなされていない。<sup>(77)</sup> 我々にとつて最も重要なのは上記のような概念より、前近代中國社會の人々

がそうした「郷村自治政治」「第三領域」「准官吏」と稱されているものについてどのように見ていたのか、ということである。

まずは、清朝國家が見た郷約はどのような存在であったのか。乾隆帝の敕命によって編纂された『皇朝文獻通考』のなかでこのように指摘している。つまり郷約は里長・甲長・保長と同じように、「郷人を以て其の郷の事を治める」「在民の役」として、税金徴収や治安維持などにかかわり、衙門に對し「器物」の提供と「人夫」の徴發を擔當し、わずかなミスがあれば、忽ち「撲責」を加えられ、一年中にわたって暇がほとんどない、というものであった。<sup>(78)</sup>

この史料から、國家または官僚の目に映されている「郷人を以て其の郷の事を治める」郷約の姿が「聖諭」を「官講」する教化擔當者ではなく、單なる「在民の役」、つまりただの徭役であったことを鮮明に讀み取れる。このような認識は、その時代の常識でもあった。馮桂芬は郷約のようなものを「賤役」に分類し、民を治めるのが官でなければならないと指摘している。<sup>(79)</sup>要するに、「郷約・里長・甲長・保長」とは「郷村自治政治」ないし「第三領域」に屬するものではなく、あくまで國家によって支配される民の一員であった。財産紛糾などの民事訴訟はともかく、本文で検討した郷約人選をめぐる紛糾、および「糧務」と「夫差」に見える國家と社會との關係からは、歴史の事實としての「郷村自治」「第三領域」の存在を見出すことができない。

さらに、民衆側が見た郷約についても觸れよう。本文のなかで言及した事例だが、「糧戸」たちは官に對し「條糧公務」を擔當できる人材が乏しい<sup>(80)</sup>（條糧公務乏人承應）を理由に郷約の候補者を推薦し、國家や上官の恩徳を體得せず公務執行（體德辦公）がうまくできなかったことを理由に郷約の罷免を求めた。ここで言う「公」とは、無論、衙門すなわち國家の公務であった。こうした事例から、民衆側が望んでいる郷約があくまで自分たちを代表して「公務」に従事するものであった、ということを見出すことができよう。言い換えれば、このような民衆側が望んでいる郷約像はまさしく「在民之役」そのものであった。

最後に巴縣檔案をもとに「准官吏」の人たちの意思をも確認しておきたい。乾隆三十五年五月十六日、知縣は訴訟の證人となった（因訟作證）ことを理由に智里十甲郷約の趙光大を罷免し、陳奇棟を次期郷約として指名した。その陳奇棟は執照がまだ交付されなかったことを根據に、「吊魚嘴塘房」を修理する業務にすぐに取り掛からなかった。<sup>(81)</sup>ここに見られるように、郷約の就任および公務執行の必要條件は、國家を代表する知縣の承認すなわち執照の交付であった。無論、その身分そのものも、知縣の一存によりその場で剝奪されることが可能であった。

そもそも、郷約制度の原點は朱元璋の「六諭」にある。朱元璋の目的は、自律的な社會を編成したうえで専制支配を確立しようとすることにあったと考えられる。したがって、郷約はあくまで専制國家の意志を反映する官製の組織であり、「郷村自治政治」または國家と社會の間に位置する「第三領域」に屬するものではなかった。巴縣檔案に限って言えば、我々はまだ民間による自發的につくられた郷約の制度を確認することができていない。實は、郷約を含む「准官吏」の人たちが公務執行の際に行使したわずかな權力は、あくまで知縣がもつ行政權の部分的延長であり、いわゆる「郷村自治」もしくは「第三領域」に由來するものではなかった。その行使の仕方は一種の「權限委讓」のようなものに過ぎなかった。さらに言えば、専制國家の權力がそれ以外のいかなる權力に對しても支配的存在だった前近代中國社會においては、郷約を含む「准官吏」が代表する權力は、國家權力に由來するものであり、彼らは最終的に「在民の役」として國家權力に服従しなければならぬものであったと考えられる。

## 註

(1) 『欽定』學政全書、卷九、講約事例、故宮博物院編

『故宮珍本叢刊』（海口、海南出版社、二〇〇〇年、第三三

四冊影印清嘉慶十七年內府刊本）、二五五頁。和田清編

『中國地方自治發達史』（東京、汲古書院、一九七五年）、一五〇頁。

(2) 楊開道『中國郷約制度』（郷平、山東省郷村服務人員訓

- 練處、一九三七年)、自序、一頁。蕭公權『中國鄉村——十九世紀的帝國控制』(臺北、聯經出版事業公司、二〇一四年)、二一七～二四一頁。
- (3) 佐伯富『清代の郷約・地保について——清代地方行政の一齣』、『中國史研究』第二(京都、東洋史研究會、一九七一年)、三六二～三七八頁。
- (4) 杜贊奇 (Prasenjit Duara) (王福明譯)『文化・權力與國家——一九〇〇～一九四二年的華北農村』(南京、江蘇人民出版社、一九九六年)、三七～五一頁。
- (5) 常建華『明清山西碑刻裡的郷約』、『中國史研究』、二〇一〇年第三期、一一七～一三八頁。
- (6) 段自成『清代北方官辦郷約研究』(北京、中國社會科學出版社、二〇〇九年)、二七一～二七五頁。
- (7) 梁勇『移民、國家與地方權勢——以清代巴縣爲例』(北京、中華書局、二〇一四年)、一〇九～一一四頁。
- (8) 山本進『清代四川の地方行政』、『名古屋大學東洋史研究報告』、二〇、一九九六年、三三～五五頁。同『清代財政史研究』(東京、汲古書院、二〇〇二年)再録、二三六～二六三頁。
- (9) 三木聰『長關・斗頭から郷保・約地・約練へ——福建山區における清朝郷村支配の確立過程』、山本英史編『傳統中國の地域像』(東京、慶應義塾大學出版會、二〇〇二年)、一一七～一六六頁。
- (10) 蒲地典子『中國第一歴史檔案館藏「順天府全宗」寶坻縣檔案史料の紹介を兼ねて』、『近代中國研究彙報』、一七、一九九五年、一～二三頁。同『清末華北における郷保の敲詐・勒索』、『近代中國研究彙報』、一九、一九九七年、一～二一頁。
- (11) 段自成『清代北方官辦郷約研究』、六八～一三二頁。叢翰香主編『近代冀魯豫郷村』(北京、中國社會科學出版社、一九九五年)、一九～二〇頁。李懷印『華北村治——晚清和民國時期的國家與郷村』(北京、中華書局、二〇〇八年)、五三～八一頁。魏光奇『清代民國縣制和財政論集』(北京、社會科學文獻出版社、二〇一三年)、一三七、一四八～一七五頁。
- (12) 巴縣の糧差と散役について、小野達哉『清末巴縣郷村部の徵稅請負と訴訟の關係——特に抬塾をめぐって——』、『東洋史研究』、第七四卷第三號、二〇一五年、特集號、三六～六四頁を參照されたい。
- (13) 『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下)』(成都、四川大學出版社、一九九六年)、二九〇頁。『清代巴縣檔案匯編(乾隆卷)』(北京、檔案出版社、一九九一年)、二〇〇頁。(清)劉衡『庸吏庸言』、保甲章程、官箴書集成編纂委員會編『官箴書集成』(合肥、黃山書社、一九九七年、第六冊影印清同治七年崇文書局本)、二二四～二一九頁。
- (14) 『巴縣檔案(同治朝)』、No. 141。『忠里九甲地澗煙繁、大小公事原有郷約二名承辦』。
- (15) 『巴縣檔案(乾隆朝)』、No. 37。
- (16) 吳佩林『清代縣域民事糾紛與法律秩序考察』(北京、中華書局、二〇一三年)、口繪一三、郷約執照(稿)、南部檔

案，15—318—4，光緒二十六年九月十七日。

(17) 『巴縣檔案（乾隆朝）』、No. 39。

【乾隆三十年十一月□日、保長執照·直里四甲】特調四川重慶府巴縣正堂加四級紀錄六次〔段〕為給照事。本年十月二十三日、據直里四甲李萬春認充保長前來。據此、合行給照。為此、照給保長李萬春執照。嗣後、凡有甲內公事、務須勤辦理、協同鄉約催督糧務、不得遲延。仍不時稽查囑噶匪類、賭博娼妓、私宰私鑄、邪教端公、凶酒打架、以及外來面生可疑之人、許爾密稟本縣、以憑究治。倘爾受賄隱匿不報、或告發察出、定行倍懲、決不姑寬。如實力辦公無誤、定行獎賞。凜遵毋違。須至執照者。

【乾隆三十一年二月十七日、鄉約執照·孝里一甲】特調四川重慶府巴縣正堂加四級紀錄六次段 為給〔照事〕。本年正月二十七日、據孝里一甲李聲遠認充鄉約前來。據〔此、合行給照。〕為此、照給鄉約李聲遠執照。嗣後、每逢朔望之期、會集公所〔宣講〕聖諭、化導愚頑。凡有甲內公事、協同保長、務須勤慎辦理。〔仍不時稽查囑噶〕賭匪類、賭博娼妓、私宰私鑄、邪教端公、酗酒打架、以及外來面生可疑〔之人、許爾密稟〕本縣、以憑拿究。毋得徇情容隱、倘敢賄匿、一經查出、〔定〕行重究。凜之、慎之。須至執照者。

(18) 『清代乾嘉道巴縣檔案選編（下）』、三〇五頁。

【道光二十九年四月二十日、鄉約執照、慈里七八甲】為發給執照事。卷查道光二十九年四月□日、經前縣任內、案据慈里七八甲紳糧戚庭獻等公舉戚得著承充該處鄉約一案。……至爾該甲現管花戶□百□十名、原額正糧銀□百□十□

兩□錢□分。……□勇急公、踊躍催稅、……。須致執照者。

(19) 『清代乾嘉道巴縣檔案選編（下）』、三〇四頁。

(20) 『巴縣檔案（乾隆朝）』、No. 35。

(21) 『清代巴縣檔案匯編（乾隆卷）』、一九九、二〇一頁。

(22) 『巴縣檔案（乾隆朝）』、No. 37。『蟻等甲內先年議明、承充鄉保、……六年一換、輪流承當』。

(23) 『巴縣檔案（乾隆朝）』、No. 39。『凡自納戶、鄉約輪流充當』。

(24) 『清代巴縣檔案匯編（乾隆卷）』、一九五頁。

(25) 『清』藍鼎元『鹿洲初集』、卷三、復顧太史書、沈雲龍編

『近代中國史料叢刊續編』（臺北、文海出版社有限公司、一九七四—一九八三年、第四一輯影印清光緒五年補修本）、一八三—一九八頁。

(26) 『巴縣檔案（咸豐卷）』、No. 112。『鄉約資斧無非取諸地方、鄉約多添……、地方即多一人累費』。

(27) 『清代巴縣檔案匯編（乾隆卷）』、第二二一頁。『清代乾嘉道巴縣檔案選編（下）』、二二七頁。『緣蟻等甲內鄉約王甫章收辦軍需、仁恩止□每兩收錢八百文。殊伊不體恩德、每兩錢糧勒收錢一千文』。

(28) 『巴縣檔案（乾隆朝）』、No. 35。『立出認字人趙茂連。情因甲內有郭瑞先、均該鄉約。但瑞先子幼年邁、無人□理。故備銅錢一千五百文、幫湊趙茂連承辦公務催督之費。倘後公差以及催差、一面有趙茂連承值、不與瑞先相聞。此係二人情願、於中並無逼勒。日後簽點、一不得簽遞瑞先戶內人等。如茂連簽遞不一、瑞先執約赴公。恐口無憑、立出認字

- 爲據)。
- (29) 『欽定』學政全書、卷九、講約事例、二五五頁。「……公學六十以上、業經告給衣頂、行履無過、德業素著之生員統攝。若無生員、即以素有德望、六七十歲以上之平民統攝」。
- (30) 事例一、『巴縣檔案(同治朝)』、No. 143。事例二と三、同、No. 144。事例四、同、No. 145。
- (31) 乾隆年間には、二十六歳前後で郷約に就任した平民がいた。『巴縣檔案(乾隆朝)』、No. 37。
- (32) 『清代巴縣檔案匯編(乾隆卷)』、二〇二頁。『清代乾嘉道巴縣檔案選編(下)』、二九六頁。
- (33) 『巴縣檔案(咸豐朝)』、No. 112。
- (34) 『巴縣檔案(乾隆朝)』、No. 37。「載糧五錢零、家道殷實、頗堪辦公」。
- (35) 『巴縣檔案(乾隆朝)』、No. 43。
- (36) 『巴縣檔案(乾隆朝)』、No. 37。「役等實見得陽輝口訥朴樸、量難充當郷約、僅可充散役辦公」。
- (37) 拙著『明清時代の徭役制度と地方行政』(大阪、大阪經濟法科大学出版部、二〇〇〇年、四六～五八頁)。
- (38) (清) 賀長齡等『皇朝經世文編』(北京、中華書局、一九九二年、卷七十四、于成龍「慎選郷約論」、一八三二頁)。
- (39) 費孝通『郷土中國』(北京、人民出版社、二〇〇八年)、八五頁。
- (40) 『淡新檔案』(臺北、臺灣大學、一九九五年)、第三冊、八七～九一頁。
- (41) 『巴縣檔案(同治朝)』、No. 142。
- (42) 『巴縣檔案(同治朝)』、No. 145。
- (43) 『巴縣檔案(同治朝)』、No. 144。
- (44) 李懷印『華北村治——晚清和民國時期的國家與郷村』、二二～一一頁。
- (45) 賀雪峰『郷村治理的社會基礎』(北京、中國社會科學出版社、二〇〇三年)、八三～九四頁。
- (46) 吳毅『村治變遷中的權威與秩序』(北京、中國社會科學出版社、二〇〇二年)、六九頁。
- (47) 『巴縣檔案(同治朝)』、No. 145。「大則練團防隘、稅契條糧、……小則鼠牙雀角、排難解紛……」。
- (48) マックス・ヴェーバー『清水幾太郎譯』『社會學の根本概念』(東京、岩波書店、一九七二年)、三九～四二頁。
- (49) 李光珠『調査川省訴訟習慣報告書』、吳佩林『清代縣域民事糾紛與法律秩序考察』、附錄。
- (50) 『巴縣檔案(光緒朝)』、No. 294 又 843。
- (51) 岸本美緒『モラル・エコノミー論と中國社會研究』、「思想」、第七九二號、一九九〇年、二二三～二三五頁。
- (52) 拙稿「近世中國における行政訴訟の一齣——烈婦の顯彰と舉人の身分を例に」、夫馬進編『中國訴訟社會史の研究』(京都、京都大學學術出版會、二〇一一年)、三八〇～四二六頁。
- (53) 『乾隆』巴縣志(清乾隆二十五年刊本)、卷三、賦役志、三〇a～三一a頁。
- (54) 『巴縣檔案(同治朝)』、No. 14556。

- (55) 周詢『蜀海叢談』卷一、田賦、沈雲龍編『近代中國史料叢刊』(臺北、文海出版社有限公司、一九六六—一九七三年)第一輯影印民國三十七年排印本、二八頁。
- (56) 『清代四川財政史料(上)』(成都、四川省社會科學院出版社、一九八四年)、三三九—三四〇頁。
- (57) (民國)『巴縣志』、卷十七、自治、三費局、『重慶地域歷史文化文獻選編』(成都、四川大學出版社、二〇一一年)、二二六—二二頁。
- (58) 『清代四川財政史料(上)』、三三九頁。「爲曉諭地丁正耗開徵日期事。案奉藩憲札飭、徵收本年分地丁正耗銀兩、仍照原額設權開徵、聽民自封投權完納。現在立等支放兵餉、定限三月內掃數批解、不准蒂缺、稍有違誤。等因。茲本縣定期於二月十二日設權開徵……至納銀者、各以每名查算、不得包攬多戶合扣。其納錢者、每名亦應照市價扣折、……僅有包攬代納、以潮毛抵賴者、許該權扭稟、以便從嚴究懲。……各宜凜遵、毋違。特示」。
- (59) 『巴縣檔案(同治朝)』、No. 14632。
- (60) 抬墊に關する最新の研究として、註(12)小野達哉論文を參照されたい。
- (61) 西村元照「清初の包攬——私徵體制の確立、解禁から請負徵稅制へ」、『東洋史研究』、第三五卷第三號、一九七六年、一一四—一七四頁。
- (62) 杜贊奇(Prasenjit Duara)(王福明譯)『文化、權力與國家——一九〇〇—一九四二年的華北農村』、四八頁。李懷印『華北村治——晚清和民國時期的國家與鄉村』、一一二—一三三頁。
- (63) 周詢『蜀海叢談』、卷一、田賦、二一九頁。
- (64) 『巴縣檔案(同治朝)』、No. 871—1466及14674。
- (65) 『巴縣檔案(光緒朝)』、No. 37。「於掃數時、凡甲內未上納者、約等墊納」。
- (66) 『巴縣檔案(同治朝)』、No. 14533。
- (67) 『巴縣檔案(同治朝)』、No. 14666。
- (68) 『巴縣檔案(同治朝)』、No. 14706。「六月完糧之時、恩比莫何、迫約墊銀代上」。
- (69) 『清代四川財政史料(上)』、六五四—六五五頁。『巴縣檔案(同治朝)』、No. 862。『巴縣檔案(光緒朝)』、No. 4189。
- (70) 『巴縣檔案(光緒朝)』、No. 4189。
- (71) 『巴縣檔案(同治朝)』、No. 14657。
- (72) 『清代巴縣檔案匯編(乾隆卷)』、四六—四九頁。
- (73) 『巴縣檔案(嘉慶朝)』、No. 228。以下、朝天黨と儲奇黨の「夫差」の遂行に關する史料の典故もこれによる。
- (74) 秦暉「傳統十論——本土社會的制度化與其變革」(上海、復旦大學出版社、二〇〇三年)、三頁。「國權不下縣、縣下惟宗族、宗族皆自治、自治靠倫理、倫理造鄉紳」。
- (75) 于建嶸「獄村政治——轉型期中國鄉村政治結構的變遷」(北京、商務印書館、二〇〇一年)、五七—一三三頁。
- (76) 黃宗智(Philip C. C. Huang)(程農譯)『中國的「公共領域」與「市民社會」——國家與社會間的第三領域』、鄧正來等編『國家與市民社會：一種社會理論的研究路徑』(北京、中央編譯出版社、一九九八年)、四二〇—四四三頁。

- (77) 陳亞平「清代巴縣的鄉保、客長與『第三領域』——基於巴縣檔案史料的考察」，《中西法律傳統》，七、二〇〇九年，一六七～二〇三頁。
- (78) 『皇朝文獻通考』（臺灣商務印書館影印文淵閣四庫全書本），卷二十一、職役考，第六三二冊四四七～四四八頁。「其以鄉人治其鄉之事者，鄉約地方等役，類由本鄉本里之民保送僉充。……其管內稅糧完欠，田宅爭辯，詞訟曲直，盜賊生發，命案審理，一切皆與有責。遇有差役、所需器物，責令催辦，所用人夫，責令攝管，稍有違誤，撲責立加。終歲奔走，少有暇時，鄉約里長甲長保長，各省責成輕重不同，凡在民之役大畧若此。」
- (79) (清) 馮桂芬『校邠廬抗議』（上海，上海書店出版社，二〇〇二年），復鄉職議，一一～一三頁。
- (80) 『清代乾嘉道巴縣檔案選編（下）』，三〇四頁。『巴縣檔案（同治朝）』，No. 145。
- (81) 『巴縣檔案（乾隆朝）』，No. 40。

**ZAIMINZHIYI 在民之役, THE IMAGE OF THE XIANGYUE 鄉約  
IN THE BA COUNTY ARCHIVE: AN ASPECT OF STATE  
CONTROL OF SOCIETY IN PRE-MODERN CHINA**

WU Yue

In Qing China, the post of *xiangyue* 鄉約 was appointed by state mandate as were those of the *lijia* 里甲 and *baojia* 保甲. However, it differed from the *lijia* and *baojia*, which had the character of organizations and were intended from the beginning to re-organize a natural village into an administrative village, as the *xiangyue* was not an administrative organization aimed at re-organizing people based on settled framework, but a position that was mainly intended, according to its founding principle, to educate the people. Yet, the *xiangyue* gradually changed into an administrative organization or position in the course of its operation.

The first section of this paper elucidates a concrete image of the *xiangyue* by examining the placement of the *xiangyue* in Ba county during the Qing era, the duties of the *xiangyue* and *baozheng* 保正 as seen in certificates, *zhizhao* 執照, and the duration of the duty tours of the *xiangyue*.

The second section introduces conflicts over the selection of *xiangyue*, especially those that grew into lawsuits, among groups of inhabitants within local society by using archival sources, and thus analyzing an aspect of administrative lawsuits.

The third section examines the duties of the *xiangyue* focusing chiefly on tax collection (and particularly contract tax payments and subsequent debt collection) and labor levies, and thus clarifies an aspect of the *xiangyue* in executing a part of the local administrative services.

In sum, the *xiangyue* was ultimately an official organization that reflected the will of the despotic state, and belonged neither to village autonomy nor to the third realm situated between state and society. The exiguous power of the *xiangyue* in its execution of official duties was ultimately a partial extension of administrative power of the county magistrate and did not originate in village autonomy or the third realm.